

総務文教消防委員会会議録（令和2年9月9日）

出席委員 青山委員長 大浦副委員長 竹原委員 原委員 岩城委員 古沢委員
欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市市長 石川副市長 伊東教育長 石坂総務部長 菅沼
会計管理者 按田消防署長 上田教育委員会事務局長 川
岸営繕課長 丸山税務課長 伊井監査委員事務局長 広田
学務課長 地崎生涯学習課長 落合子ども課長 相沢企画
政策課主幹 櫻井総務課主幹 奥村財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 山本主事

午前10時00分開会

青山委員長 ただいまから令和2年9月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名委員を指名いたします。

岩城晶巳委員、古沢利之委員にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第50号、議案第52号、議案第53号、議案第64号、議案第65号の5議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会のみですることとなっております。

よって、議案第50号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第4号）につきましては、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局のほうから追加で説明する事項はありますか。

（特になし）

青山委員長 ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言を願います。

岩城委員 教育費10款のこのGIGAスクールサポーター配置で、人数的には何名ほど採

用されて、いつまでということですか。

広田学務課長 お答えします。

G I G Aスクールサポーターに関しましては、11月からLAN工事をいたしますので、1校ずつ完了してまいりますので、その設定作業が主な業務となります。11月から始まりまして、2月下旬から3月に完了を見込んでおります。期間は今年度までということになります。

この作業人数につきましては、外部の企業等に委託いたしますので、スケジュールに合わせまして、適切な人数を配分して進めていきたいと考えております。

伊東教育長 補足で。

国予算が使えますので、国予算では4校に2名程度となっていますので、その計算の金額で設定いたします。

以上です。

岩城委員 結局、これ、設定するのは、外部に委託するから、移管してその中で、人数はそこ任せということになるがけ。私、また直接市がやってどうのこうのということなんかと思っていたから。

上田市長 本会議でもいろいろこの話がありましたけれども、私、見ておりますと、いわゆる全県一斉に県のほうで取りまとめた中での進行になっていくわけです。滑川市単独でやるということではないものですから、すぐにニーズをそろえろとかという質問もありましたけど、そんなわけにはちょっと参らないと思います。

流れは県全体の流れによるものしかない。滑川市単独であればやり方は違っているんですけども、機種とか何とかも全部お任せで、昨日も3社に1社が云々という話もありましたけど、こちらのスケジュールどおりにはいかないところがあるのは、制約されるのはどうしようもないということで理解いただきたいと、このように思います。

岩城委員 分かりました。

私も誤解しておったんかしらんけど、どこか1社がそこで全部滑川市へ入ってやるというわけではなくして、滑川市が空いたと思えば、またどこかの町で設定してとなっておるということになるわけでしょうか。

上田市長 じゃなくてね……

岩城委員 その業者が滑川市だけ専門にやるというわけでもないがでしょう。

伊東教育長 これから、いわゆる入札をかけてやりますので、具体的にどこの業者かとい

うのは分かりませんが、業者の中で市内の各学校を順々にLANの初期設定のための諸準備をしていただく。

国が提示する仕事内容の中には、そうしたことのコンピューターのネットワーク構成ですとか、使用マニュアルの策定ですとか、それから初期設定ですとか、その場合の使用の周知などについての仕事について、4校に2人程度というのを国の予算で見るといふことですから、市としましては、今市長がお話ししましたように、端末その物の購入につきましても、県レベルで共同入札していますので、それに順次合わせて、委託してやっていただくということで、その業者は本市だけなのか、市外なのかはちょっと分かりませんが、それは入札結果次第ですので、かなり共通して作業が行われていくと思いますし、いわゆる初期のときから大変な労力がかかりますので、それについて、やはりそういった制度を利用させていただいて、順々にスムーズに行っていくということを考えております。

以上です。

岩城委員 3月末までということになっており、また遅れないようによろしく願いいたします。

青山委員長 ほかにございますか。

竹原委員 この学習端末なんですけど、先日うちの子どもがパスワードの設定、自分のパスワードをつくってきてくれということで学校から紙をもらってきたんですけど、このパスワードの8桁の使用目的ですね。学習に使うのであれば、パスワードは果たして必要なのかなという思いもあるんですが、何のためのパスワード設定なのか、ちょっとお聞かせください。

広田学務課長 今度購入いたします端末につきましては、ウインドウズ10でありまして、それに合わせまして、クラウドサービスを活用いたします。その際にアカウントの登録が必要になります。その折にその個人が識別できるようにということで、パスワードの設定を行うところであります。

よろしいでしょうか。以上です。

竹原委員 ということは、例えば小学1年生で入学してきた子どもが一度パスワードを設定したら、6年間そのパスワードを使って使用できるという考え方なのか、あるいは毎年毎年パスワードを変えて、個人を特定するといえいいか、こういったやり方で行われるのか聞かせてください。

広田学務課長 パスワード管理につきましても、これから検討するところでありまして、今試行の段階で、パスワードをそれぞれが設定して、登録しているところであります。

1年間で6年間分も十分1つのパスワードで通じるということであれば、そうなりますし、また専門の業者等にもパスワード管理について相談して情報管理を行ってまいりたいと考えております。

竹原委員 やっぱり私ら大人でも、携帯電話などのパスワード、すぐ忘れてしまいますので、パスワードの管理は学校側でしっかりとしていただいて、特に子どもたちは結構自分の名前を入れたりするケースもあるので、同一パスワードではないようにちょっと配慮をしていただいて、ちゃんとおのおの、個人個人が分かるように、また確認作業をお願いいたします。これは意見です。

岩城委員 今のこのパソコンの話だけでも、こういうことがあるかどうかは分からんけども、その子がずっとそのまま使うということになれば、転校してきたら、それと一緒に転校してくるわけか、転校生。

広田学務課長 転出の場合ですね。

岩城委員 うん、転出。

広田学務課長 転出の場合は、この場合は端末は市の物ですので、市で置いておきます。

そして、今、クラウドサービスのほうは、アカウントを取り消して他市町村に移動していただくということになります。

岩城委員 分かった。ちゃんと、それでやってもらわんにゃならん。

青山委員長 その他で。

古沢委員 総務費の税務総務費で、例の裁判のことで、弁護士着手金だったかな。一応確認なんだけど、この弁護士さんというのは、従来からの市の顧問弁護士さんをお願いするということでもいいんですね。

丸山税務課長 従来からの市の顧問弁護士への着手金となります。

古沢委員 これも確認ですが、これは子ども課所管だと思うんですが、50-11の一番下の児童福祉費のほうの私立保育所等運営事業費の中の600万。これ、感染対策と聞いたんですけども、ほかの小学校とかのあれだと、例えば空気清浄機だとかというふうな話があったんですけど、私、聞き漏らしたのかもしれませんが、これは園のほうの希望でどういう対策を取るか決めていただくということなのか、特定の何かがあってこのお金を使うということになるのか、ちょっと確認をしたいと思います。

落合子ども課長 市内で15園ありますけれども、各園の施設等ですとか設備の状況は違いますので、各園で必要なものを考えていただいて、申請いただくという形になっております。

今回に関しては、こちらの私立の保育所等運営事業費のほうは、12園分の、12園掛ける50万の600万ということでございます。

古沢委員 1園当たり50万円、その範囲内かどうか、これ以上だったら園も持ち出しということになるかどうか分かりませんが、園の自主性にお任せするということがいいんですね。

落合子ども課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

大浦副委員長 同じことなんですが、小中学校のほうである機械なんですけども、800万円、350万円あると。管理費なので各小中学校からこういった備品に関しての要望も把握されているのかと思うんですけども、これも教育委員会が主導になって整備する物があるのかどうか。また、さっき言いましたけども、要望されている物を把握されているのか、2点確認させてください。

広田学務課長 学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業実施要領によりますと、校長の判断で対応と書いてありますので、まずは学校の要望ということで伺っております。その上で他校の対応も知りたいという要望もありましたので、他校のものも情報交換いたしまして、場合によっては、相談も受けまして、購入する物品を決定しているところであります。

もう一つ質問……。

〔「要望を把握しているか。」と呼ぶ者あり〕

広田学務課長 教育委員会は把握しております。何を購入するかということで把握しております。消毒関係の物、網戸、自動水栓等でございます。

大浦副委員長 当然小学校に関しては、児童数も変わってきたり、使用する教室数も変わってきたりするんですが、その分配ではないんですが、教育委員会さんで予算は管理されると思うんですけども、使用される予算も各学校によって違ってくるのかなと思いますけども、網戸も言われましたけど、網戸の設置に関しても、各小学校なり中学校さんはどの程度整備されたいと思っていられるものなんですか。

広田学務課長 まず、予算は規模数に応じて配分されております。また、今ほど委員がおっしゃいましたように、網戸などの場合は、既に設置されている学校は、今回は要求い

たしません。教室等に設置が必要であるという学校から要望を受けております。

学校数で言いますと、小学校3校、中学校2校、網戸を入れることを、要望を受けております。

大浦副委員長 広田学務課長は知っていらっしゃると思うんですけども、文科省のほうから、ただ窓を開けただけでは換気って不十分だということも来ているかと思うんですけども、その場合、その空気の流れをつくってあげるようなことも必須になってくるんじゃないかということもあると思うんですけども、その空気の流れをつくるためには、外気をやはり取り入れたり、室内の空気を外に出すということが必要になってくるけども、それに関しては今、各小中学校とも配慮されてやっっているんですか。

広田学務課長 換気につきましては、冷房でも換気が必要ということで、窓を少々開けたり、また時間をおいて、窓を開けて換気を進めております。

また、今ほどおっしゃいましたように、空気の循環も必要ですので、扇風機等の物を活用して授業をしております。

伊東教育長 今、大浦副委員長がおっしゃった換気のやり方は、改めて文科省から9月3日付通知で来ましたので、各校に案内しています。対角線上に窓を開けるですとか、一時的に広く窓を開けて循環させるですとか、それから常時開けておく場合には、少しでもいいから対角線を開けると。こういった通知が出ましたので、改めてまた各校に通知しています。

以上です。

大浦副委員長 分かりました。

青山委員長 ほかにございませんか。

原委員 さっき、私立の保育園なりに一律50万補助ということなんですけども、これ、課長が言われた人数なり施設の規模によっては当然違いますよね。例えば、市のほうとして、最低限こういった物はそろえなさいとか、そういった調査とか指導はされておるがですか。

落合子ども課長 先ほども申し上げましたけれども、その施設ごとにクラスの数ですとか施設の構造というか、そういったものが違うので、一律にこういった物をそろえなさいというような指導等は行っておりません。

ただ、国の交付金の中に、こういったものに充てられますよという、そういった例が示されておりますので、そういったものを、保育連絡協議会という園長さんの会議があ

るんですけれども、その場でお示しし、こういったものに充てられますというような説明はしているところです。

原委員 ということは、それぞれの園によってということで、例えば国とか県のほうからこういった、何人のクラスにはこういうふうにしなさいよとかという、それは出ていないということですよ。

落合子ども課長 この国の交付金の要綱では、1施設当たり50万が上限というか、そういうような金額が示されておりますので、その限度額で予算を組んでいるところでございます。

原委員 別に人数によって最低これはそろえなさいよと、そういった指導は出ていないということで、いいがですね。

落合子ども課長 そのとおりでございます。

原委員 はい。

青山委員長 ほかにございますか。

大浦副委員長 今回、市内の企業の方から寄附を頂いて、それが図書館のほうに入るんですけども、これ、なぜ図書館の対策費に充てられたのかどうか教えてください。

地崎生涯学習課長 企業の寄附につきましては、図書館と子ども図書館の除菌機を購入したいと思っています。

大浦副委員長 なぜ各対策がある中で、図書館、子ども図書館のほうにその寄附を回されたかどうかを聞いたんですけれども。

青山委員長 要は、その寄附をなぜコロナのその予算にあてがったかというのを聞きたいんです。理由を聞きたい。

地崎生涯学習課長 何であてがったか……。

上田市長 武道館では、これは危ないということで、除菌する物をセットで予約してあります。これ、図書館も本を触るものだから、そういう物を用意してほしいという要望が来しました。

ということで、要望があるところへこの寄附を充てさせていただいたという、それだけです。

石川副市長 実際に私の方から受けました。そのときに、コロナでいろんな金もかかるだろうから、ぜひこれを有効に使っていただきたいと。そういう話がありまして、このほど図書館に図書除菌機を配置したという、そういうこととなります。

大浦副委員長 分かりました。

けちをつけていることじゃなくて、その企業さんから、こういった要望もあってここに回されたのか、それともの確に、寄附いただいたものを効果的に使うという判断をされて、この子ども図書館だとか図書館に回されたかの確認だけしたかったのか、そういう質問です。

上田市長 寄附には、目的寄附、こんなふうに使ってくださいという寄附を、どちらかというところのものがたくさん来てくれているということであります。理解してください。

大浦副委員長 はい。

青山委員長 その他、ございますか。

(質疑する者なし)

青山委員長 じゃ、私、1点だけ。

先ほどに戻りまして、G I G Aスクールサポーターの話で、いろいろな質疑応答があったり、今も委員会で出ていたんですけれども、実際問題、12月から入っていったという形なんですけど、LANの導入ということで質問があったかと思うんですけど、1ギガ対応なんです。ギガ数をもう一回教えてもらっていいでしょうか。

広田学務課長 1ギガ対応で設定いたします。

青山委員長 今何か1ギガと聞くと、我々企業とかじゃなくて、個人のレベルでも100ギガとかそのレベルで通信が入ってきているような時代に、1ギガで……。

回線スピードが1ギガなのか、それともその契約が1ギガ以上いったら、例えばいろいろ考え方があって、携帯会社とかだと、1ギガ以上の設定にしている、1ギガを超えると課金を迫ってきたりだとか、要はくるくるくると、低速過ぎるわけですよ。そういうことの1ギガを言っているのか、そもそものスピードの1ギガなのか、全然違うと思うんですけど、そこをちょっとお聞かせできますか。

広田学務課長 こちらはスピードのほうでありまして、ちょっと手元の資料を今探しているんですが、動画を見た場合とかユーチューブを見た場合に、1秒当たりの通信量というのが算出されております。それによりますと、すみません、今ちょっと手元に資料がないので大体なんですけど、多くて2メガbps、2.0Mbpsですね、とされています。

ですから、1ギガですと500人がつながっても、500人がつながったら、それは理論上ですけども、一応対応できると。同時に動画とかを見ても、500人までは1ギガだと対応できるというふうな計算になります。

青山委員長 それは理論上だと思うんですね。フィルターとかが器械にたまっていくと、その器械自体が、そもそも稼働が遅くなって、通信速度が遅いと、くるくるくるの時間がむちゃくちゃ長くなるような気がするんですけども、その点は考慮されていますか。

広田学務課長 今ほど言いました500人という数で全員が使うという、そういう状況というのは、最大に使うということではありますが、今ほど言いましたいろんな条件もありますので、または各教科とか使用場面もあると思います。その上で使用状況を見ながら配分して使うという必要がありましたら、そういう対応をしてみたいですし、またなかなか難しいということでありましたら、増設ということも視野に入れて対応していきたいと考えております。

青山委員長 ちょっと思うのが、今、ユーチューブで計算された動画、要は動画で計算されているという話ですよ。ユーチューブ、最初の処理でいろいろ問題があって、かなり圧縮して通信を出しているんですけど、今、子どもたちが使うのって、ユーチューブではないですね。恐らくアプリか何か、子どものアプリを使ってやるのに、その計算をしていますか。

広田学務課長 手持ちの資料を今一生懸命探して……。すみません。

ユーチューブのほかにインターネットとかほかのケースも想定して、その中で2.0メガbps、多い方の数値を取って、想定を今お話ししたところでございます。

伊東教育長 補足で。

今の1ギガについては、学務課長が言いましたように、国のほうで基本的に補助する場合も要件の中で提示されていまして、一応遠隔授業、いわゆるオンラインでやる場合には2メガ使うと。それから、「NHK for School」というソフトを使うと0.7メガ使うと。それで、一応40人で40台使うと、80メガ使うと。それゆえ、今までは大体100メガでみんな構成してましたので、本市も100メガなんです。そのメガでは行かないからギガでやるということで、1ギガは持てるような構想で通信を設定してくれというのが国のほうの要件なんです。

さらに、複数の学校が同時に使うので、使用回線の大きいところは10ギガですということを設定しましたので、課長が申し上げたのは、これからさらに使用が増えていって、国の想定を超えるようなことになってきたら、考えではありませんが、当初の国からの補助要件でそう言っていますので、まずその1ギガを構成するというので。

ご存じのように、1ギガというのは、たしか10億の単位だと思うんですが、言われる

ように、どんどん、どんどんいろんな動画が入ってきたりすると変わるかもしれませんが、技術革新のスピードは速いので、そのときはもっと安くいろんなものが設定されてくるかもしれません。それはそのときで、今の時点で国が示した形でしっかり整備するということを考えております。

青山委員長 今何となく理解しましたので、それを踏まえて、今後どのぐらい、プロバイダーのほう分からないですけど、今国指定の設定で1ギガバイトだという話で、その今度ランニングコストって、結局市単になってくるんですかね、翌年度とかって。

伊東教育長 通信費等は、国は見ませんので、基本的には市です。ですから、今現在、一つ教育長会議から要望しているのは、この後3年なり6年後に更新するであろう。それから、この後いろんな費用がかかってきます。それについて、全部が全部とは言いませんけれども、国のほうでやはりある程度考えてくれないともたないんではないかということで要望はしております。

今は国のほうは、とにかくまず入れなさいというので、それは次の問題だということを書いておられますので、まず入れて、それでまた次を考えるということになると思います。

青山委員長 今、趣旨がよく理解できましたので。そうしましたら、もう順次、日進月歩なので変わってくるという判断で、ただし、そうは言っても、実際運用したときにやっぱりサクサクいかないと、子どもたち、何をやっているか分からないですし、先生方も教える間に、結局授業が進んで、時間ばかりたっていくとなると本末転倒なので、その辺ちょっと見ていただいて、しかるべきときに、しかるべき容量でまた設定していただければと。これは要望です。

伊東教育長 おっしゃるとおりで、携帯会社が言っている10ギガとか100ギガ、50ギガというのは、容量全部でどこまで使えるかというので料金設定されているということですので、ちょっと、たくさん数字が出てきますので戸惑うことがあるかもしれませんし、今の第5世代と言われる5Gなら10ギガと言っていますので、年々進歩しますので、今年の時点で国が想定されたものについてはクリアできるようにしたいということを思っています。

私からは以上です。

青山委員長 ほかにございませんか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようですね。

ないようでしたら、予算以外の議案について説明に入ります。

議案第52号 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから順次説明を求めます。

落合子ども課長 議案第52号でございます。議案集52-1ページの滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。説明は資料集のほうでお願いします。1ページをお願いします。

まず、改正理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令のほうが令和2年4月1日に施行されたことから、当該条例において引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容は2点ございまして、1つは、第7条の保育所等の連携の部分で、市が利用調整を行うことなどにより、卒園後も引き続き保育を受けることができる場合は、卒園後の連携施設を不要とするものでございます。また、2つ目は、第39条の居宅訪問型保育事業、ベビーシッターでございますが、その部分で、保育が必要であるという認定の要件に保護者の疾病や障害などを入れ、はっきりと明文化したことでございます。

ちなみに、この居宅訪問型保育事業も含め、現在滑川市が認可している家庭的保育事業等の事業所等はございません。施行期日については公布の日。

2ページからの新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第53号、議案集の53-1ページの、滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。説明は資料集のほうでお願いします。4ページ、お願いします。

まず、改正理由でございますが、2点ございまして、1つ目が、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部が令和2年9月10日に改正されることから、当該条例において引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。

2点目が、関係する内閣府令が令和2年の4月1日に施行されたことから、同じく当該条例において引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は2点ございまして、1つ目は、第2条、定義における引用法の項の繰上げでございます。もう一点のほうは、先ほども説明しましたけれども、第42条関係、

特定教育保育施設等の連携部分で、市が利用調整を行うことなどにより家庭的保育事業などの卒園後も引き続き保育を受けることができる場合は、卒園後の連携施設を不要とするものでございます。

繰り返しになりますが、現在市が認可している家庭的保育事業と、地域型保育でございますが、その事業所等はございません。

施行期日は公布の日としており、5ページからの新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

子ども課は以上です。

広田学務課長 議案第64号 動産の取得についてです。物件の表示は、学習者用端末（着脱式キーボード）一式。数量は2,437台。取得価格は1億519万668円。納入期限は令和2年12月25日。相手先は富山県富山市桜橋通り3番1号、北電情報システムサービス株式会社でございます。代表取締役は西野克彦様です。

県の共同調達で、こちらへ納入する機器が富士通製「ARROWS Tab Q5010/EEG」という品物でございます。これにつきましては、7市町村が共同調達をいたしておりまして、6社がエントリーしておりました。提案評価基準に従って7市町村が評価をして、その結果を合計しまして、富士通に決定いたしました。

ちなみに、評価基準は22観点ありまして、例えば使いやすさ、画面の見やすさとか、そういうふうな基準で選びました。特に富士通の物は堅牢であるということ、また着脱式、つまりキーボードとタブレットが離して使えるということも利点として挙げられておりました。この後、滑川市に納入される予定でございます。

学務課は以上です。

奥村財政課主幹 議案集の65-1ページをお願いいたします。議案第65号 不動産の処分についてでございます。

次の市有地を加島町2区町内会に譲与するものでございます。所在地及び地番につきましては、滑川市加島町863番15、地目は宅地で、面積は62.59平米でございます。

本件につきましては、地方自治法237条第2項の規定に基づきます譲与でございます。公民館用地でありました本土地につきましては、平成11年5月に一旦滑川市に寄附されたところでございますが、そしてお貸しをする形を取っておりましたが、加島町2区町内会が令和2年3月に地縁団体の認可を得られたことから、町内会名義で登記を行うことができるため、今回譲与を行うものでございます。

私からは以上です。

青山委員長 それでは、これより質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手の上、発言を願います。

竹原委員 64号、ちょっと教えてください。学習用端末なんですけど、配布された後に、例えば子どもたちが故意にふざけて破損させた場合の、要は弁償額のルールだとか、そういうものは今後決めていかれるのか。あるいは、先ほどキーボードと画面が着脱式だというお話を伺いましたけども、じゃ破損させたときは、2つ対となって再び購入するのか、あるいはタブレットはタブレットの部分で部品調達ができるだとか、キーボードはキーボードだけで部品調達ができるとか、そういったものというのは把握されていますか。

広田学務課長 まず、取扱いの決まりや、今委員がおっしゃったように、壊れたときの弁償などに関しましては、この後、各学校で使用の決まりや保護者にも通知する関係もあると思いますので、作成していく予定であります。

また、修理に関しまして、着脱式ということで、タブレット部分が壊れた場合、そこだけの交換ということが可能なかどうかということも、この後、企業のほうにも問い合わせながら図ってまいりたいと思います。

竹原委員 一応小さい児童であれば、タブレット端末を持ってチャンバラごっこをしたりということも可能性としてもありますし、あるいは、うっかり手が滑って落下して壊れたというケースもありますし、そこら辺、過失の扱いについてもちょっと話し合っただけならばというふうに思います。

広田学務課長 これまで学校にもいろんな教材備品がありまして、その対応等も行われていますので、そういったものも参考にしながら協議してまいりたいと考えております。

青山委員長 ほかに質疑はございますか。

古沢委員 議案の52号と53号、同じようなあれなんですけども、市内にはこれに該当する施設はないということで承知をしていますが、どこかの時点でどなたかがこういう事業に手を挙げるということになれば、この条例が適用されるということになるんですよね。

落合子ども課長 この地域型保育事業というのは市が認可する事業になりますので、そういった事業をしようとする方がいらっしゃれば、もちろん市が調査して認可ということになると思います。

古沢委員 その上でなんですけども、この2つとも省令だったり法改正だったので、ある

意味やむを得ないといえはやむを得ないのかもしれませんが、基本的な考え方をちょっと教えていただきたいんですが、例えば議案第52号のほうで、これまでは、言うたら、地域型保育事業所と連携する施設を確保しなさいと、こういう規定だったんですよね。53号も同じようにね。連携施設の確保を求めなさいというふうになっていたのは、なぜなのでしょう。

落合子ども課長 この地域型保育事業というのが、0～2歳児が対象になりますので、その卒園後、保育を引き継ぐ場所がないということになると困るということで、その連携施設は必要というふうに国のほうで、平成27年、子ども・子育て支援新制度がスタートしたときに、保育の受皿を増やすということで、この地域型保育事業というものを市の認可事業としたんですが、5年、運用というか、する中で、連携施設を必ずしも設けなくてもうまく回るのではないかとか、そういったようなこともあり、徐々に緩和されてきているのだと思います。

国の子ども・子育て会議のほうでも、そういう施設からの要望なり、そういったものを取り入れ、その結果、基になる国のほうのそういう基準も徐々に緩和というか、見直しが入ってきており、それに伴い市の条例等も合わせる形で改正を行っているという形になります。

古沢委員 従来の考え方から言うと、この地域型のやつ、多分3歳未満ということでしたかね、対象は。だから、3歳を超えたら連携施設へのことを考えなさいよということだったのかなと私は理解をしておったんですけど、それで、違うかな。

落合子ども課長 地域型保育事業については、3歳未満というか、0～2歳児、3号のお子さんということになります。

古沢委員 それは、この改正でいうと、引き続き保育できるんだったら、連携施設を求めないで、これまで預かっていたその地域型のところでも見られるようにしましょうということになるんですかね。

落合子ども課長 全てオーケーということではないと思うんですが、必ずしも、市の利用調整によって確保ができる場合は設けなくてもいいということですね。例えば都会のほうですと、待機児童等のことからその辺りがシビアになっていたりはあるかもしれませんが、滑川市のようなところであると、利用調整で3歳以降の保育を引き継ぐことができることが想定されれば、連携施設というのは必須条件ではないよという部分になったんだと思います。

古沢委員 現在滑川市内には対象になるところはないので、これ以上やってもあまり現実的ではないんだろうと思いますけれども、何でこだわるかという、待機児童ゼロをやるために、条件をどんどん、どんどん緩和していつているんじゃないかという思いが私にはあるんですね。

だから、いわゆる入れなかった子どもたち、3歳を超えても、従来どおりそういうところがあるんだったら、そこに置いておいて、保育所の待機児童を減ったことにするというふうなことが見えるような気がして、ちょっとこだわって質問しました。

これ以上言いません。いいです。

青山委員長 大丈夫ですか。

ほかに質疑ございませんか。

竹原委員 議案第65号の不動産の処分についてなんですが、先ほどの説明では、町内会さんが地縁団体になられたということで、私、多分固定資産税の絡みがあるのかなというふうに思うんですが、加島町さんに限らず、市内で、例えば町内でお持ちの公民館が、地縁団体になっておらず、かつ名義が町内会名義ではないとか、そういうところで、実際公民館として使用しているんだけど、市に固定資産税を納付しているというケースというのはあるんですかね。

奥村財政課主幹 今ほどの質問につきまして、ちょっと手持ちの資料がございませんので、申し訳ございません。

竹原委員 またいつか教えてください。

石坂総務部長 ちょっと私のほうから、知り得る範囲でお答えしたいと思います。

基本的には、公益のために直接的に占有されている土地といったことで、減免という対象になろうかと思えます。

こういった地縁団体で、それぞれの町内会名義で、法人格をお持ちで登記しておられる地面、それから多くが市のほうへ寄附しておられると。あと、その他とすれば、個人名義であったり、あるいは神社の名義であったり。神社ということであれば、初めからかかってはいないということです。それから、個人の名義であったとしても、初めから免税点未満であるといったことで、課税していないというケースもあります。

それから、全てを確認したわけではございませんが、基本的には、公共の用に供しておるということで、有償の場合は、これは課税になりますけれども、無償であるということであれば、基本的には税金はかかっていないといったことになります。

青山委員長 竹原委員、大丈夫ですか。

竹原委員 はい。

青山委員長 それに関連して。法改正があってからこの地縁団体の認可が認められるようになって、登記ができるようになりましたということで、恐らく新たにというものは全部認可になって、取ってから取得していくような格好だと思うんですけど、今後増えていく。今、竹原委員がおっしゃられたとおり、残っているものは残っているということで、これには、ちょっとまだ話はあれですけど、今後は促していくような格好になるんですか、この地縁団体自体は。

石坂総務部長 特に市のほうで、そのような形にしてほしいといったことでお願いしているというつもりは、今のところは持っておりません。

青山委員長 方向性はあるのは分かりました。

この実際の65号の話を少しさせてもらって、確認なんですけど、加島町2区さんがもとも持っておられた町内会の公民館の敷地が、認可団体になったので所有権が移転して、要は、いわゆる処分するということが間違いないですか。

奥村財政課主幹 実際にそこに、公民館が上に建ってしまっていて、そちらの用地として使用されていたということになります。

青山委員長 加島町2区さんは、地縁団体を取られた後に、ご存じだと思うんですけど、元青年会議所のところも取得されておりますけれども、その横の敷地が分筆されていまして、そこに関しても市の所有物になっているということなんですけども、その辺は何か動きとかあるでしょうか。

奥村財政課主幹 本件の話をお持ちなられたときについては、ここの公民館用地のみについてお話だけいただいております、今ほど言われた部分については、私のほうでもちょっと認識はしているんですけども、特にご相談は、今のところございません。

青山委員長 今この不動産の処分について議案が上がってきまして、ちょっと考えたんですけど、認可地縁団体になれば、いわゆる使っていたということで処分ができるよというのであれば、あそこの隣、多分ご存じだと思うんですけど、あそこに水道管が入っております。その代わり、公有のものの水道、メーターが入っておりますので、もし、要は処分ができるのであれば、そういったこともちょっと促してあげれば、今後やっぱり、水道管が入っていて、市なのであまりそれについての取扱いには問題にならないと思うんですが、相手が町内会と市なので。なるといっても、気持ちよくするためには、そこ

も処分の対象という形で、今ごみステーションも開設されておりますし、その辺ちょっとまた見てあげていただきたいんですけど、どうでしょうか。

奥村財政課主幹 今ほどの件につきましては、担当課等も含めまして、協議してまいりたいと思っております。

青山委員長 できればということなので、そういった形で今後また増えてきて、竹原委員の最初の話に戻るんですけども、今後、宙に浮いてくる土地とかをできるだけ市が減らしていくというように促してあげるといことは、私、一番大事なことだと思うので、今後そういったことで、ちょっとまた見てきていただければと思います。それは要望です。

質疑等はほかにございませんか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第50号、議案第52号、議案第53号、議案第64号、議案第65号の5議案を一括して採決を行います。

議案第50号 令和2年度滑川市一般会計補正予算(第4号)

議案第52号 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 動産の取得について

議案第65号 不動産の処分について

以上の案件について、賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

青山委員長 賛成全員。よって、議案第50号、議案第52号、議案第53号、議案第64号、議案第65号の5議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

青山委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他につきまして、当局のほうから何かありましたらお願いします。

広田学務課長 それでは、お手元に配付してあります資料、東加積小学校における小規模特認校制度導入についてをご覧ください。東加積小学校に、この小規模特認校制度を導入するというところで説明いたします。

まず、特認校制度というものは何かといいますと、従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるという制度でございます。

その特認校を小規模校に導入するということですが、小規模校の特性を生かした、地域と連携した教育活動を推進している学校を小規模特認校として指定し、希望がある場合は通学区域外からの就学を認め、児童の心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培い、適性を生かした教育を推進するとともに、学校の活性化を図るというものでございます。つまり、小規模であることによってきめ細かい指導を受けるということ、それと学校が、児童が増えることによって活性化が図られるという面でございます。

東加積小学校から、この特認校制度に関して要望を受けております。1つは、令和2年6月23日で、要望書、東加積小学校の教育環境についてということで、東加積地区自治会連合会から受けております。同じく、要望書を令和2年6月23日付で東加積小学校PTAから受けております。複式学級の回避ということで要望を受けております。

今回その一つの方策としまして、東加積小学校を小規模特認校制度の対象とするという対応策を持ちたいと考えております。

導入のスケジュールです。これまで、この小規模特認校制度の要綱について検討してまいりました。この実施に当たりましては、東加積小学校、小中学校校長会とも相談いたしました。教育委員会、総合教育会議へ説明しております。本日、市議会への説明ということで、この委員会で説明してございます。

この後のスケジュールですが、東加積小学校の保護者の皆様に周知、そのほか、市内の来入児の保護者等に周知を図っていきます。さらに、学校見学等を入れまして、入学希望者に関しては、募集をして、面談をして、そして就学通知書を送付するというふうな手順で考えております。

裏面です。将来6か年、児童数の推移ということで、東加積小学校における児童数並びに学級数の推移を示しました。令和2年ですが、今年度児童数は51名ですが、令和8年度になりますと31名に減ります。それに伴いまして、この表の中で、複式学級というものに関して、矢印で2つが1つになりますよということで示してあります。

ご覧いただきますように、令和3年度からは複式学級が2つないし3つできていくという事態を迎えます。ここに書いてありますのは、あくまでも推定でございます。現在の住民台帳を基に作成したものでありますので、転出転入等がありましたら、また変更にもなってまいります。

この複式の組み方については、下のほうから順番に組んでいくということで、ただその基準としましては、1年生と2年生を合わせましたら、8人になりましたら複式になります。それ以外の学年は、15人になりましたら複式になります。

そのようにして、今後の6年間の見通しをまとめたものでございます。

続きまして、滑川市立小学校小規模特認校実施要綱の案でございます。

現在、骨子と申しますか、おおよそはもうできておまして、細かい文言のところを精査しているところでございます。

小規模特認校については、第3条では、東加積小学校とするというふうに規定します。対象者につきましては、児童及びその保護者が市内に住所を有する者、それか、受入れ時期の前日までに市内に住所を有する予定の者というふうにしております。受入れ人数は、小規模特認校の校長と協議して決めていくということです。受入れ時期は、原則として4月1日とします。受入れ期間は、小学校卒業までとします。ただし、通学が困難になった場合は、校長とも協議しまして、その児童が住んでいる区域に就学をさせることができるものとしております。

入学後の遵守事項としましては、2つ保護者の方に守っていただきます。1つは、小規模特認校の教育活動を理解し、協力していただけるということ。もう一つは、通学は保護者の負担と責任において行うということでございます。

私からは以上でございます。

落合子ども課長 それでは、私のほうから、子どものインフルエンザ予防接種費用助成の拡充についてご説明いたします。すみません、資料のほうはございません。

昨日の議会答弁の中でも少し話をしておりますけれども、改めてご説明させていただくものでございます。

市では、平成26年度から制度を設け、満1歳の未就学児から中学3年生までを対象にして、満年齢が13歳未満までは2回分、13歳以上は1回分の接種費用を助成しております。助成額は1回当たり2,000円としているところでございます。

県のほうでは、今年度、インフルエンザ予防接種費用助成を開始しまして、未就学児と小学生までを対象として、助成額は接種1回当たり3,000円、また小学生については今年度限りというふうに聞いております。

滑川市のほうでは、この県の助成対象外となる中学生の助成を引き続き実施し、この新型コロナウイルス感染症拡大に伴う予防対策の強化として、助成額をこれまでの接種1回当たり2,000円から3,000円に拡充し、助成期間も1か月延長して、10月から翌年1月末までとして実施することとしたものでございます。

昨年度からの変更点等もございますので、混乱のないよう、ホームページですとか保護者宛ての文書等で案内し、周知に努めたいというふうに考えております。

以上であります。

青山委員長 ほかにありませんか。

(特になし)

青山委員長 大丈夫ですね。

当局のほうからはないようですので、委員から何かありませんか。

竹原委員 子ども課長、昨日のインフルエンザの答弁の中で、今ほども言われましたけど、県が3,000円と、市も中学生の分は3,000円出しますよという上辺だけの金額が出ると、地元のお医者さん、医師会ですね、じゃ今年は3,000円だけど、来年は2,000円に戻すよという交渉だとか、来年度以降のこの事業の在り方について、しっかり交渉しておかないと、今年3,000円もろたから、来年にいつて、いや去年3,000円やったから3,000円もらわなんちゃという、そういう医師会の考えになってしまったら、市の負担がますます増えるということになるので、そういったことがないように、じゃ市は6年前からやっている事業で、2,000円で統一していたのを、今年は3,000円だけど、来年はまた2,000円をお願いしますという交渉だけは、あらかじめしておかれたほうがいいと思うんですけど、いかがですかね。

落合子ども課長 医師会や医療機関のほうには十分その辺りのほうも話というか、していきたいというふうに思っております。

上田市長 今年とか何月までとか、私は疑っております。今年はやったから、県がやるべ

きことを市へ振り向けて、市の負担にする危険性はあると思っています。

以上です。

竹原委員 はい、いいです。

青山委員長 大丈夫ですか。

竹原委員 ええ。

あと一点、特認校の制度、地元からぜひ複式学級は避けてくれという要望だと思うんですけど、じゃそれを受けて、複式学級になるおそれがあるから、どこからでも子どもたちを受入れしますよという、ただそれだけの、やっています感にしか、私は見えません。

最後の、第13条のこの入学後の遵守事項の中で、通学は保護者の負担と責任において行うこととすれば、ますます通学する子どもは、私はいないと思うんですよ。こうやって小規模校にするには、市内順繰り順繰り、本当に東加積小学校に行きたい、何か魅力があってその学校に行きたいという子どもたちの受皿とする場合は、やっぱりスクールバスぐらいは出して、家の前まで迎えに行つて、じゃ小学校に行きましょうというぐらいにしないと、私は誰も応募してこないと思いますよ。

地元の人で、例えば幼稚園とか保育園、保育所に通っていた友達と分かれさせてまで、じゃ小学校は違うところに行かせるのかということが1つ。市外から転入してきて、いや大自然豊かな小学校だから行きたいわという方はおられるかもしれませんが、決して私は、これ、長続きはしないと思います。

ということは、この小学校に、例えば体育の授業に特化しているとか、部活動とか、スポーツ少年団でこういう種目が強いから、ここの学校に行きたいだとか、そういったことも配慮しながら魅力のある学校を造った上で児童を募集しないと、ただ、ただ来てください、待っていますでは、私は誰も来ないと思います。

これ、ちょっと考えてください。ただ複式学級にしたくないから、どこの誰でも受入れしますよという、こういうやり方にしか見えませんがですよ。

広田学務課長 今ほど議員がおっしゃってございます東加積小学校ならではの特色ある教育というものを、これを機会につくっていくことにもなります。自然も文化も、また市の施設もありますので、そういったものを十分に活用していく教育というものを展開していくようにまた進めたいと思います。

竹原委員 周りの住宅なんかは景色、景観で建てられるというケースも多いので、やっぱり

りそういう魅力を十分PRして、学校だけに限らず、そこに宅地があるからぜひうちを建ててくださいとか、まちづくり課と連携して旗振りだとか。お子さん1人のうちには、玄関先に行って、いやもう1人どうですかというぐらいのPRをしていかないと、子どもは減るばかりですよ。

今、複式学級と言っていますが、令和8年度以降になったら1クラスもなくなるという学年だって出てくると思いますよ。今のうち種をまいておかないと駄目だと思うので、ぜひ特化した学校を目指してください。

上田市長 市長と語る会では、もう数年前から、特に高齢者の皆さんから、学校をなくさないでくれという要望があります。そのたびに子どもを産んでほしいという話が並行して出るわけでありまして、そのことも地域の人をお願いをしておりますが、一向に増える気配はありません。

前にも言いましたように、子どもが3人以上いるような町内会は、山加積やら小森やら、そんな町内でありまして、早月の笠木がそういう感じがいたします。

だけど、隣の町内は子どもが別に多いわけではない。そのことから考えますと、魅力があるからという宣伝だけで来るかということ、地域そのものの中に子どもを産んでくれないところは解決しないと思っています。

なら特徴を持たせるというのは、それは一つの方法ではありますが、根本的には産んでもらわなきゃどうしようもないと。東加積は、特に海側は全部、下へ下りて東加積以外の町部へ出てしまっています。そういう特徴もありますので、極めて難しい問題だと思っています。

今、開町内から、東加積小学校から山手に向けての道路を拡幅してもらいたいという要望が出ております。これも拡幅することによって、東加積の景観を期待して少し住宅が建てばいいと思っていますが、これも一つ問題を私は思っているのは、今、東加積小学校の上にある住宅は、もう既に子どもが生まれて大きくなって、子どもの年代の親たちは、また下へ下りてしまっていて、東加積に残ってくれないでいるものですから、あの団地にいるかということ、子どもが生まれるという時期は一時期でありましたけど、継続することはありませんので、これもまた社会的な数とかを考慮しますと、私どもは、行政がそういう押しかけて怖いという意見がある。チャレンジテーマでもありますが、これも、難しい問題だということも一緒に考えていただきたいと、このように思います。

原委員 5番目の将来6か年の児童数の推移を見ていると、学級数、これは、特殊級とい

うのは特別支援級ということですね。

広田学務課長 はい。

原委員 これが4年度からなくなるということになっているんですけども、これは、子どもが逆に少なくなる分、先生方で、学級はなくしても、支援を必要とする子どもは受け入れるということによろしいんですね。

広田学務課長 こちらに特別支援級の1とありますが、1人お子さんがおられまして、その子が卒業するとゼロになるということです。

もしも卒業までの間に入級すれば、学級は継続いたします。ただ、学級が閉級になったとしても、その後、また新たに何年かを置いて特別支援級が入級ということがありましたら、開設ということで働きかけます。

原委員 分かりました。

大浦副委員長 大体こういったことに問題が出てくると、自治連合会さんがこういったことの要望をよくされている、日本全国へ行って。

今年、校区審議会、学校区の審議会の議事録を見させていただいたんですけど、実際今東加積小学校に通う、PTA会長、名前が消してあったのであれなんですけど、恐らく東加積小学校のPTAの会長さんが言われた発言だと思うんですけども、やはり自分のお子さんの教育現場をすごく心配なさっているんだなというのが第一に思ったことなんです。

2年半前に議場でこの再編の話をしたんですけども、そのときちょうど市長と語る会が終わってすぐ、早月中学校のほうで校区の市長と語る会が開催されたんですけど、そこでめちゃくちゃに文句を言われました、私、東加積校区の保護者の方から。だけど、そのときと、たった2年半で、今その校区の審議会の議事録を見ていると、親御さんの考えがすごく変わったなというふうに思ったんです。

やはりある程度子どもたちの周りの仲間がいないと、学習環境に影響を及ぼすことが心配だと言う。当然、参加されていたので聞いていらっしゃるかと思うんですけど。ただ、自治会連合会会長が言われることと保護者の言われることに、大分差があるように思う。片やどうしても学校は守らなきゃいけないという会長がいれば、保護者は自分の子どものことがすごく不安だから、今の学校で教育をさせていくことが本当にベストな選択なのかということに迷われているんですね。やはりこういった小規模特認校制度を設けられるんですけど、先ほど竹原委員が言われたように、なかなか成果として出てこ

ないんです。

それと、どうしても、市長も難しい問題だと言われますし、教員の数も4名となっているんですね。これも教員の資質向上とか教員同士のコミュニティーを考えた場合に、じゃ学校として本当に成り立つものなのかという大きな問題が出てくるかと思うんです。教員の加配配置もよく言われるんですけども、加配配置の教員の今の成り手の問題もありますので、非常に難しいんです。

なので、本当に本気で考えて、目的は子どもたちの教育現場のことでありますので、正直、自治会さんとかは学校を存続したいという気持ちは分かるんですけど、第一に考えるのは子どもたちの教育だと思いますので、そこをしっかりと行政と教育委員会で考えを持って、それを相手方に提案するというのも一つだと思いますので、これは要望ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

上田市長 田中小学校は、やっぱり高齢者は木造建築にこだわりました。だけど、父兄は寒い、隙間風、木造はやめてくれと。だけど、地域の高齢者の先輩たちは木造と言われると、父兄は、地域内では黙っていたけど、一步外へ出れば周りの者がみんな反対しておる。こういう話になりまして、今の東加積小学校につきましても、父兄の考えも地域関係にあると、こう思っています。

だけど、地域を守るというその文化・制度が、地域性を考慮しますと、言われることもよく分かりますし、そこはしっかりと意見を聞きながら、どのように答えるべきか方策を考えていこうと思っています。

特に今、東加積の小学校の上の団地は、あれはたしかミタホームですか、野末利夫君が世話をした団地でありまして、あのようにならされたけど、民間デベロッパーでも入ってくれたらいいとは思っていますが、果たして農業関係の問題も含めて制約があるということですので、ここをどうにか突破できるものがあれば誘いたいと思います。

特に東加積のあの高台は、富山県有数の景観のいいところでありますから、そのことも含めて当局としても熟慮を重ねてまいりたいと、このように思っています。

以上です。

青山委員長 今の市長の話をお聞きしまして、私の立場からすると、私、いろんなそういった関係の仕事も片方でさせてもらっていて、またPTA、東加積の会長さんももちろん存じていて、考え方は分かっているんですけど、子どもたちにいいというのは、子どもたちの親の年齢の人たちが考えて、今の自治会の話も分かりますけれども、全体的に

言うといろんなところが、魚津もそうですし、統合されたところは、小学校がなくなると、基本的にその地域は過疎化します、すぐに。確実です、それは。なので、これは最後の抵抗なんだろうと、学校を残すための。ということで、私はかなりこれにかけています。

なので、市長、今どういった形で特色ある形にしていくかというのはありますけれども、科学、理数で滑川市が走っているのであれば、本当にそれに特化したような何かをしない限りは、ほかから来ていただくような格好にはならないと思いますので、竹原委員さんは、そういうような観点から恐らく質問されたんだと思うんですけれども。

例えば高校とかですとか、スーパーサイエンスハイスクールみたいな形で、特例を組んでどっからでも呼ぶというような形で、そこのちょっと田舎のほうでも人を呼べるような形を取ったりですとか。そういったことをやっぱり取り組んでいっちゃって何とか残そうという格好をしない限りは、ただただ校区を広げて市内からという形になると、恐らく、ちょっと言葉は悪いですけども、その、要は大きい学校ではなじめなかった子ぐらいしか対象にならないと思うので、そうではなくて、やっぱり本当にそこに行けばこういった価値があるよというような学校づくりをしていかない限りは、そこに学校は残りませんので、ぜひとも教育委員会と、我々もそうですし、みんなと話し合いながら、この学校をどう残せるのかというのを今後も議論したいと思いますので、その辺ひとつよろしくをお願いします。

上田市長 この辺ちょっと、時間も時間ですからとも思いますけれども、かつて滑川の市長選がありまして、北加積に小学校単独校ということで、宮川君の親も市の職員だったわけです。この方が退職した後、宮崎市長の応援をして、東加積と北加積の統合問題は話が出ていたんですけども、北加積は単独校と強引に持っていった歴史があると私は思っています。東加積は当然単独校で残ったという歴史もありますので、時間の流れの中で変化しますので、これもまた慎重に扱いたいと、このように思います。

以上です。

青山委員長 ほかにございませんか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようですので、これにて令和2年9月定例会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時23分閉会